

平成29年10月から、税関長に提出する 輸出入申告等には、社会保障・税番号制度における 「法人番号」を記載していただく予定としております。

- 平成29年10月(※)から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における「法人番号」を記載(入力)していただく予定としております。
 - (※)平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくこととなります。
 - (参考1) 「法人番号」とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第15項に規定する法人番号です。
 - (参考2) 輸出入申告以外の税関手続についても、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって「法人番号」を記載していただく予定としております。
- JASTPROコード及び税関発給コードから「法人番号」への切替に当たっての必要な手続きについては、追ってお知らせします。

法人番号の最新情報は、国税庁HP

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

マイナンバー制度の最新情報は、内閣官房マイナンバーHP

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

注意:マイナンバー(個人番号)の記載は不要です。